

実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金

概要

事業主は、ハローワークが紹介する対象者を一定期間（原則6か月ですが、事業主と対象者との合意により、3か月を超える期間から6か月未満の期間を設定できます。ただし、6か月を超えることはできません。）雇用し、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ることで、対象者の早期再就職を図るとともに、企業の人材確保の促進を図ります。

支給対象となる事業主

支給対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります。

（※要件の詳細な内容はP 9～10をご覧ください。）

- ハローワークの紹介で雇入れたこと。
- 対象者とのあいだで紹介以前に事前の雇用予約がないこと。
- 対象者を「職場体験型雇用支援事業」の職場体験において受け入れたことのある事業主以外の事業主であること。
- 雇用保険の適用事業主であること。
- 事業主の都合により解雇（退職勧奨を含みます。）をしたことがないこと。
- 特定受給資格者となる退職者が、一定数（3人かつ被保険者数の6%を超える数）でないこと。
- 過去3年間に対象者を雇用したことがないこと。
- 対象者を雇用していた事業主が、関連事業主でないこと。
- 前々年度より前のすべての保険年度において、実習型雇用を実施した事業所が労働保険料を納入していること。
- 不正行為により、不正受給措置を受けたことがないこと。
- 労働関係帳簿を整備・保管していること。
- 未払い賃金がないこと。
- 労働関係法令に基づき、適正な雇用管理を行っていること。
- 労働条件等が求人条件と異なっていないこと。

支給額

実習型雇用を行った事業主には、国と基金からそれぞれ次の奨励金と助成金が支給されます。

☆実習型試行雇用奨励金→国から支給されます。

実習型雇用を行う事業主には、対象者一人につき雇入れた日から1か月単位で月額40,000円が最長3か月支給されます。

☆実習型雇用助成金→基金から支給されます。

実習型雇用を行う事業主には、対象者一人につき雇入れた日から1か月単位で最初の3か